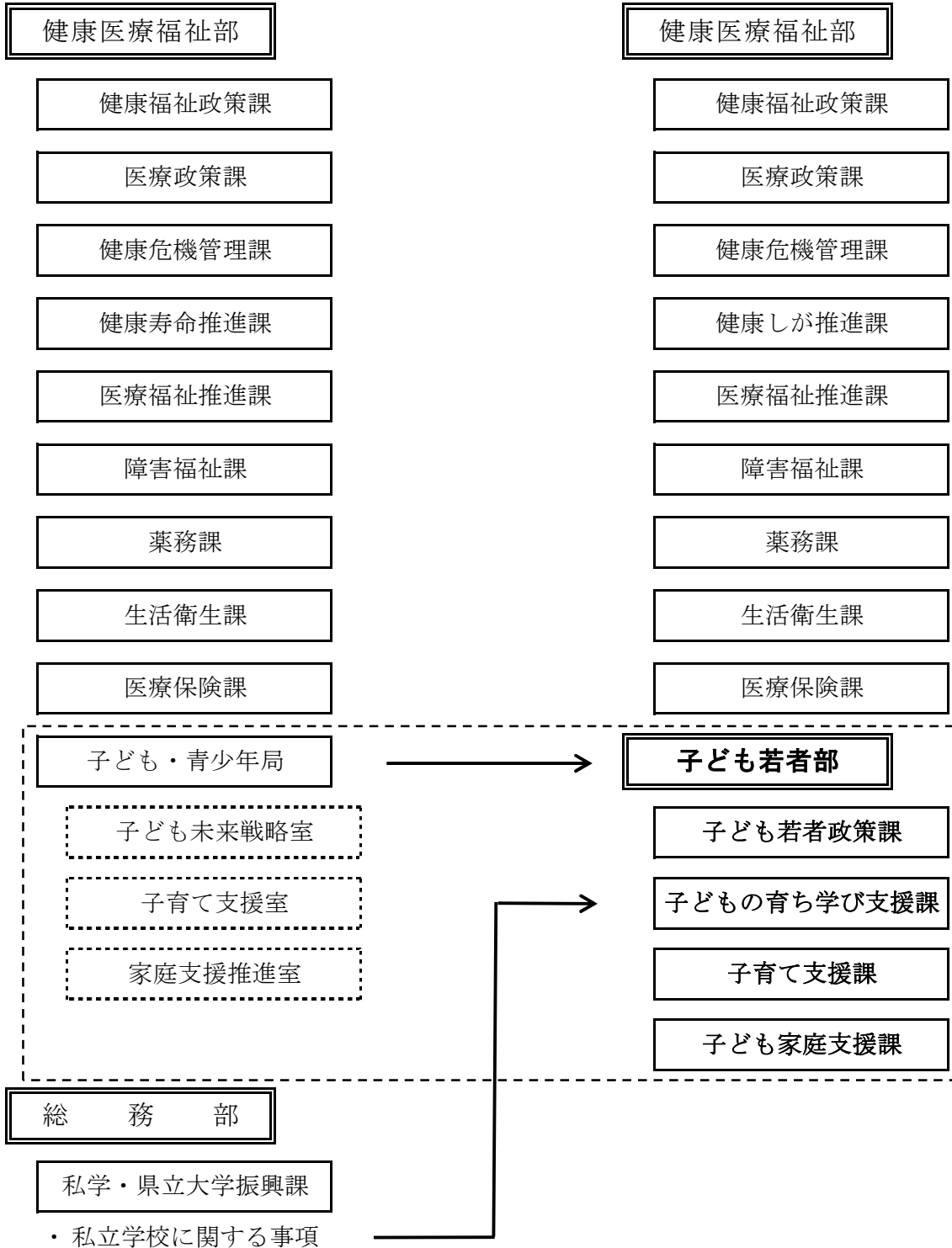


## 令和6年度 部の設置について

【 現 行 】 (知事公室および8部)

【 改 正 後 】 (知事公室および9部)



## 滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

子どもを真ん中に置き、子どもが幸せに成長し、大人が子育ての喜びを実感できる滋賀の実現に向け、子どもおよび若者に関する施策を総合的に企画調整し、迅速かつ効果的、効率的に推進する体制の整備を行うため、滋賀県部等設置条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 新たに子ども若者部を置くこととします。（第 1 条関係）

(2) 子ども若者部の分掌事務を定めるとともに、健康医療福祉部の分掌事務の規定の整理を行うこととします。（第 2 条関係）

(3) その他

ア この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県部等設置条例新旧対照表

旧	新
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>琵琶湖環境部</p> <p>健康医療福祉部</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>商工観光労働部</p> <p>農政水産部</p> <p>土木交通部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 健康医療福祉部</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p>文化スポーツ部</p> <p>琵琶湖環境部</p> <p>健康医療福祉部</p> <p><u>子ども若者部</u></p> <p>商工観光労働部</p> <p>農政水産部</p> <p>土木交通部</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 健康医療福祉部</p>

ア～ウ 省略

エ 子どもおよび青少年の育成に関する事項

(新設)

(7)～(9) 省略

付則 省略

ア～ウ 省略

(削除)

(7) 子ども若者部

ア 子どもおよび若者に関する施策の総合的な企画および調整に関する事項

イ 子どもおよび若者の育成および教育に関する事項

(8)～(10) 省略

付則 省略

滋賀県幼保連携型認定こども園審議会条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県健康医療福祉部</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県子ども若者部</u>において処理する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>付則 省略</p>